# 居宅介護サービス 重要事項説明書

〔令和 7年 3月 1日現在〕

1	当事業所が提供するサービス	についての相談・苦情などの窓口
	アデリーケア練馬事業所	TEL: 03-5923-7795

※ ご不明な点は、何でもお尋ねください。

# 2 アデリーケア練馬事業所の概要

(1) 事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	アデリーケア練馬事業所	
所在地	東京都練馬区石神井町 4-3-15	
	カーサ・ヴェルデ石神井公園 1階	
障害福祉指定番号	居宅介護 (東京都指定 1312002387 号)	
サービスを提供する地域	練馬区・中野区・杉並区・西東京市	

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

## (2) 営業時間

月~土、祝日	月~土、祝日	午前9:00~午後6:00
--------	--------	---------------

※ 12月30日~1月3日を除く。

## (3) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	介護福祉士	1名	0名	1名
サービス提供責任者	介護福祉士	1名	2名	3名
	介護福祉士	常勤換算 2.5 名以上		
	実務者研修修了者、			71 L
サービス従業者	訪問介護員養成研修1級修了者			<b>久上</b>
	介護職員初任者研修修了者、			
	訪問介護員養成研修2級修了者			

# (4) サービス提供の時間帯

	早朝	通常時間帯	夜間
	6:00~8:00	8:00~18:00	18:00~22:00
平日・土	0	0	0
祝日	0	0	0

※ 時間帯により料金が異なります。

※ 早朝 $(6:00\sim8:00)$ 深夜  $(22:00\sim6:00)$  のご利用につきましてはご相談ください。

## (5) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、 求めがあれば閲覧することができます。

#### 3 サービス内容

(1) 居宅介護サービス

身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病等対象者、障害児で介護や支援を必要とする利用者に、下 記のサービスを行います。

[身体介護] ① 食事介助 ② 入浴介助 ③ 排泄介助 ④ 清拭 ⑤ 体位変換 等

〔家事援助〕 ① 〕

① 買い物
② 調

② 調理 ③ 掃除

④ 洗濯 等

〔通院等介助(身体介護を伴う場合及び身体介護を伴わない場合)〕

通院等又は官公署並びに指定相談支援事業所への移動のための介助、通院先等での受診等の手続・移動 等の介助(院内介助を要する場合)を行います。

その他 必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行う

- (2) ヘルパーの禁止行為
- ① 利用者に対する暴力等の虐待行為
- ② 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(緊急やむを得ない場合を除く。)
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス
- ④ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス (庭の手入れやペットの世話等)
- ⑤ 居宅介護(身体介護、家事援助)における外出や単なる見守りのサービス

# 4 利用料金

(1) 居宅介護サービス 利用料

居宅介護サービスに係る利用者負担額は、区市町村が定める利用者負担上限月額(居宅介護サービスに要した総費用額の1割相当額が低い場合には、低い方の額)となります。また、居宅介護サービスに要した総費用額から利用者負担額を差し引いた額を介護給付費として事業者が受領します。

なお、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第31条により特例の適用を 受ける場合は、区市町村が定める額となります。

また、同一世帯に障害福祉サービスの利用者が複数いる場合、障害福祉サービスと介護保険サービスを 併用する利用者がいる場合で、利用者負担の合計額が一定の額を超える場合には、高額障害福祉サービス 等給付費等を支給され負担が軽減される場合もあります。詳しくは、お住まいの区市町村にお尋ねくださ い。

居宅介護サービス提供に要した総費用額は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)」別表介護給付費等単位数表により算定する単位数(下記表)に「厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成18年厚生労働省告示第539号)」を乗じて得た額となります。

・下記表の利用料(居宅介護サービスに要した費用)は、本事業所の所在地(1級地;特別区)の1単位 単価(11.20円)で算定しています。また、利用者負担額は利用料の1割相当額を記載しています。

# (1円未満の端数は、端数金額を切り捨てて算定しています。)

# 月合計給付単位数(①基本サービス単位数+②加算単位数)×1単位の単価=サービスに要した総費用

[料金表―基本料金・日中時間帯 (午前8時~午後6時までの間)]

居宅介護				
		単位数	利用料	利用者負担額
			(円)	(円)
	30 分未満	256	2,867円	287 円
	30 分以上 1 時間未満	404	4,524 円	453 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	587	6, 574 円	658 円
身体介護	1 時間 30 分以上 2 時間未満	669	7, 492 円	750 円
	2 時間以上 2 時間 30 分未満	754	8,444 円	845 円
	2 時間 30 分以上 3 時間未満	837	9, 374 円	938 円
	(3 時間以上 30 分を増すごと)	(+84)	(+940円)	(+94円)
	30 分未満	256	2,867円	287 円
	30 分以上 1 時間未満	404	4,524 円	453 円
通院等介助	1 時間以上 1 時間 30 分未満	587	6, 574 円	658 円
(身体介護を	1 時間 30 分以上 2 時間未満	669	7, 492 円	750 円
伴う)	2 時間以上 2 時間 30 分未満	754	8,444 円	845 円
	2 時間 30 分以上 3 時間未満	837	9, 374 円	938 円
	(3 時間以上 30 分を増すごと)	(+84)	(+940 円)	(+94円)
	30 分未満	106	1, 187 円	119 円
	30 分以上 45 分未満	153	1,713円	172 円
家事援助	45 分以上 1 時間未満	197	2, 206 円	221 円
<b>多事</b> 按明	1 時間以上 1 時間 15 分未満	239	2,676 円	268 円
	1時間15分以上1時間30分未満	275	3,080円	308 円
	(1 時間 30 以上 15 分を増すごと)	(+36)	(+403 円)	(+41円)
· A P A A H	30 分未満	106	1, 187 円	119 円
通院等介助 (身体介護を	30 分以上 1 時間未満	197	2, 206 円	221 円
(身体) で で ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	1 時間以上 1 時間 30 分未満	275	3,080円	308 円
T+42/4 Y	(1 時間 30 分以上 30 分増すごと)	(+70)	(+784 円)	(+79円)

- ※ 基本料金に対して、早朝(午前6時~午前8時)・夜間(午後6時~午後10時)帯は25%増し、深夜(午後10時~午前6時)は50%増しとなります。
- ※ 上記料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅介護計画で定められた目安の時間を基準とします。
- ※ やむを得ない事情で、且つお客様の同意を得て、サービス従業者 2 人で訪問した場合は 2 人分の料金をいただきます。
- ※ 福祉・介護職員等処遇改善加算(居宅介護 41.7%)を乗じて計算します。
- ※ 新規に居宅介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回の居宅介護を行った場合、

または従業者に同行した場合に初回加算として200単位の2,240円をいただきます。

- ※ 緊急時に要請をいただいた居宅介護サービスは、100単位の1,120円をいただきます。
- ※ 利用者の依頼により、利用者及びその世帯としての上限額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないよう、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合は、利用者負担上限額管理加算として、150単位の1,680円をいただきます。
- ※ 精神障害者等の特性に精通する専門職と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行った 場合に福祉専門職員等連携加算として 564 単位の 6,316 円をいただきます。(居宅介護サービス対象)
  - (2) 1 ヶ月あたりのサービス利用料にかかる「低率負担」については、所得に応じて 4 区分の月額負担額が設定され、それ以上の負担はありません。

#### 法定代理受領

事業者は、区市町村から法定代理受領により、居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、 利用者に対し、利用者に係る介護給付費の額をお知らせいたします。

法定代理受領を行わない居宅介護に係る費用の支払を受けた場合は、サービス証明書を利用者に交付します。

#### 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域における居宅介護サービス利用については、交通費が 無料となります。

それ以外の地域への居宅介護サービス提供につきましては、当事業所の従業者がお伺いする ための交通費の実費をいただきます。

(1) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。キャンセルが必要になった場合は至急ご 連絡ください。(連絡先:アデリーケア練馬事業所 TEL 03-5923-7795)

① ご利用日の前営業日の18時までにご連絡いただいた場合

無料

② ご利用日の前営業日の18時までにご連絡がなかった場合

総合支援法にて定める料金の50%

#### (2) その他

- ※ お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、電話等の費用はお客様のご負担になります。
- ※ 通院介助等で交通機関を利用した場合、サービス従業者の交通費はお客様のご負担になります。
- ※ 料金の支払方法

料金の支払方法は、毎月月末締めとし、翌月 15 日前後に当月分の料金を請求いたしますので、27 日までにあらかじめ指定の方法でお支払いください。

(お支払い方法は、口座自動引落、現金集金、銀行振込の3通りの中からご契約の際に選んでいただきます。尚、銀行振込の場合は、振込手数料はお客様のご負担とさせていただきます)

- ※ まれに、交通事情によりサービス時間が多少前後することがございますがご了承ください。
- ※ サービス期間中、当事業所のサービス従業者が同行研修する場合がございますのでご了承ください。
- ※ お客さまのご希望に沿ってサービス従業者を決めておりますが固定サービス従業者ご希望の場合、 必ずしもご希望に添えない場合がございます。やむを得ずサービス従業者が変更する場合もござい ますのでご了承下さい。

※ 誠に恐縮ではございますが、お茶・お菓子などの心遣いはご遠慮下さい。

## 5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話などでお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。居宅介護計画作成 と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※ 居宅介護計画の作成を依頼している場合は、事前にご相談ください。

#### (2) サービスの終了

- ① お客様のご都合でサービスを終了する場合 サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合 人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございま す。その場合は、終了1ヶ月までに文書で通知いたします。
- ③ 自動終了(以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービス終了します)
  - ・ お客様が障害福祉施設に入所した場合
  - ・ 障害者総合支援法に基づく居宅介護サービスを受けていたお客様の障害支援区分が、非該 当[自立]と認定された場合 ※ この場合、条件を変更して再度契約することができま す。
  - ・ お客様が亡くなられた場合
- ④ その他
  - ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様や ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、 お客様は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
  - ・ お客様が、サービス利用料金の支払いを 3 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告した にもかかわらず 10 日以内に支払わない場合、お客様やご家族の方などが、当事業所や当 事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当 事業所により文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がご ざいます。また、下記のような行為があり、ハラスメントに該当するとみなされる場合も 同様です。
    - 暴力又は乱暴な言動、無理な要求
    - ・ 物を投げつける
    - ・ 刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける
    - ・ 怒鳴る、奇声、大声を発する
    - ・ 対象範囲外のサービスの強要
    - セクシュアルハラスメント
    - サービス従業者の体を触る、手を握る
    - ・ 腕を引っ張り抱きしめる など
    - その他
    - サービス従業者の自宅の住所や電話番号を執拗に聞く
    - ストーカー行為 など

#### (3) 事故発生時の対応

利用者に対する居宅介護サービス提供により事故が発生した場合は、区市町村、当該利用者に係る福祉事務所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。賠償すべき事故が発生した場合は、 損害賠償を速やかに行ないます。

## 6 当事業所の居宅介護サービスの特徴など

事項	有無	備考
サービス従業者の変更の可否	有	変更を希望される方はお申し出ください
男性従業者の有無	有	希望される方はお申し出ください
従業員への研修の実施	有	1ヶ月に1回程度の全体研修があります
サービスマニュアルの作成	有	随時更新を行ってまいります

#### 7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底しています。
- (5) 虐待防止マニュアルを作成するとともに、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

#### 8 身体拘束について

- (1) 事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。
  - ・ 緊急性・・・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
  - ・ 非代替性・・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止 することができない場合に限ります。
  - ・ 一時性・・・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直 ちに身体拘束を解きます。
  - (2) 事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。
    - 身体拘束等適正化委員会を設置します。
    - ・ 身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる態様及び時間、その際の利用者の心 身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録します。
    - ・ 当該利用者又はご家族に説明しその他の方法がなかったか改善方法を検討します。

## 9 緊急時の対応方法

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定するご家族や福祉事務所等の連絡先にも連絡します。

	医療機関名	
<del>上</del> 沙压	住所	
主治医	看護事業所名	
看護	住所	
	連絡先	
	氏名及び続柄	
ご家族等	住所	
	連絡先	

主治医への	
連絡基準	

## 10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する居宅介護の提供により事故が発生した場合は、区市町村、利用者の家族、利用者に係る福祉事務所や相談支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

口士町井	区域管轄	
区市町村	連絡先	
扣狄士控	事業所名	
相談支援 事業所	住所	
事来別 	連絡先	

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	超ビジネス保険 (事業活動包括保険)
	事業者が所有、使用または管理している各種の施設・設備・用具などの不備や業務活動
保障の概要	上のミスが原因で、第三者の身体障害や財物損壊等が生じ、被害者側との間に損害賠償
	問題が発生した場合の補償として

# 11 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所お客様相談・苦情窓口

担当: 管理者 田近郷 電話: 03-5923-7795

(2) その他(当社以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。)

\_\_\_\_\_総合福祉事務所(住所地の管轄) 電話 : 03- -

練馬区役所 障害者サービス調整担当課 電話 : 03-3993-1111(代)

練馬区保健福祉サービス苦情調整委員 電話 : 03-3993-1344

\* 練馬区以外の利用者については、それぞれの区市町村の窓口にご相談下さい。

東京都福祉保健局 障害者施策推進部 電話 : 03-5320-4032(代)

東京都社会福祉協議会

福祉サービス運営適正化委員会事務局 電話 : 03-5283-7020

#### 12 虐待防止・人権擁護に関する相談・通報先

(1) 当事業所虐待防止・人権擁護 相談窓口

担当: 管理者 田 近 郷 電話: 03-5923-7795

(2) その他(当社以外に、区市町村の相談窓口等に相談・問い合わせをすることができます。)

\_\_\_\_\_総合福祉事務所(住所地の管轄) 電話 : 03-\_\_\_\_-

東京都社会福祉協議会

福祉サービス運営適正化委員会事務局 電話 : 03-5283-7020

(3) 虐待発見時の通報先

練馬区障害者虐待防止センター ※24時間受付 電話 : 03-5984-1334

# 13 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施状況					実施評価機関	評価結果の開示状況
年	月	日	実施	・(未実施)		

#### 14 業務継続計画(BCP)の策定等

- (1) 感染症や非常災害が発生した場合において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、 必要な研修及び訓練を定期的に開催します。
- (2) 感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等取り組みます。

#### 会社の概要

社名 株式会社ヒューマンリライトケア

資本金 1,000 万円

社員数 16名

設立 平成 23 年 12 月

所在地 東京都練馬区石神井町 4-3-15 カーサ・ヴェルデ石神井公園 1階

代表取締役 田近郷

事業内容 訪問介護事業・居宅介護支援事業・ヘルパー派遣(自費)サービス

練馬区介護予防・日常生活支援総合事業〔訪問型サービス〕

障害福祉サービス (居宅介護) 事業

練馬区地域生活支援事業〔移動支援〕

練馬区育児支援ヘルパー事業・子育てスタート応援券事業

家事代行サービス・研修支援事業

居宅介護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明 しました。

# 事業者

- < 事業者 >株式会社ヒューマンリライトケア
- < 事業所 >アデリーケア練馬事業所(東京都指定番号: 1312002387 号)
- < 住 所 >東京都練馬区石神井町 4-3-15 カーサ・ヴェルデ石神井公園 1階

<代表者名> 田近郷 即

私は、事業者から契約書及び本書面を交付され、居宅介護サービスについての重要事項の説明を受け、同意しました。

# 令和 年 月 日

# 利用者

<住 所>

<氏 名> 印

## 代理人

<利用者との関係>

<住 所>

<氏 名> 印